

茨城県天然更新完了基準

1 天然更新完了基準の対象

本基準は、「伐採及び伐採後の造林届出書」や「森林施業計画」において天然更新を実施する計画とされている箇所など天然更新の完了確認を行う場合で、伐採後5年以上経過している箇所を対象とする。

2 後継樹

後継樹（天然更新後の森林の樹冠を構成する樹木）は、将来、高木層を形成する郷土樹種（本県に自生する樹種）とし、ササ類及びタケ類は含めない。

〔後継樹の例〕

スギ、ヒノキ、アカマツ、カヤ、モミ、コナラ、クヌギ、シラカシ、オニグルミ、ヤマザクラ、ウワミズサクラ、イロハモミジ、イタヤカエデ、クリ、ケヤキ、アカシデ、イヌシデ、スダジイ、タブノキ、ホオノキ、ミズキ

3 調査の方法

調査対象林分を後継樹の分布状況やその他の植生及び尾根、中腹、沢などの自然条件に応じて区画し、各区画において標準値（面積の5パーセント以上）を設定し、後継樹の樹高、密度の計測を行う。また、対象林分全体を観察し、天然更新を阻害するような要因の有無について確認する。

なお、目視により明らかに天然更新完了基準を満たしていると判断される場合は、後継樹の樹高、密度の計測を省略できることとする。

4 天然更新完了基準

更新の完了は、次の項目をすべて満たした場合とする。

項 目		天然更新完了基準
後 継 樹 の 状 況	後継樹の樹高	1 m以上かつ草丈以上
	後継樹の密度	生育し得る最大の立木本数を 10,000 本/ha とし、後継樹の密度が 3,000 本/ha 以上となるよう更新する。
	その他	ササ類や草本類の繁茂などにより更新を阻害されるおそれがない。

5 更新補助作業

本基準を満たさない林分においては、天然更新補助作業を実施し、確実な更新を図ることとする。

〔天然更新補助作業の例〕

① 刈出し

後継樹を被圧するササ類その他の草本類を除去する。更新完了まで必要な回数を行う。

② 植え込み（補植）

「4 天然更新完了基準」に示す基準以上の後継樹の成長が見込めない場合「2 後継樹」に示す樹木の苗木を植栽する。

③ 受光伐

後継樹の生育の支障となる樹木の伐採や枝払い等を行う。